

課題研修「日本版 DBS（こども性暴力防止法）について」

2026 年 6 月 29 日（月） 14:00～15:30

講師： こども家庭庁支援局参事官（こども性暴力防止担当）

こども性暴力防止法の施行について

<こどもに対する性犯罪と背景>

こどもが被害者となった性犯罪は、2024 年 5,000 件以上。公立学校の教職員の懲戒処分等の状況毎年 200 名以上で、性別や年齢、学校種に関係なく処分されており、幼稚園から高校まで幅広く対象となっている。

性犯罪・性暴力の深刻さ、相談のしづらさ、発見の難しさが大きな課題である。深刻さについては、心身に対する重大な加害行為であり、影響が長期に及ぶことがある。信頼すべき大人から被害にあうため、こどもは他者や社会への信頼を失うことになる。相談のしづらさについては、関係性のある人からの加害の場合はとくに打ち明けることが難しい。発見のしづらさについては、本人が被害を受けたと認識していない場合もある。

加害者側の特性として。支配欲や征服感から少しずつ行為がエスカレートしていく傾向がある。思考の誤り認知のかたよりなど一方的な思い込みで拡大するケース。自己中心的な考え、性的手なずけ・性的グルーミング、被害者の警戒心をといて、性暴力をふるいやすくしていく。二人きりの状況を何度も作り、徐々に身体接触の程度を引き上げていく。被害者側に正常な範囲という思い込みを持たせて逃げにくくする。信用を得た上でエスカレートさせていく。罪悪感をなくさせていくなど。外から見ると親身になってくれる、大人がいると受け止められることが多く、お子さんにとっては加害の意図があるかどうかを見極めるのが難しい傾向がある。さらに、加害者側として、自分だけがこの子を救ってあげられると行為を正当化して加害に転じる傾向もある。

環境面の特性として、教育や保育の現場は、一般的に支配性・継続性・閉鎖性があり、こどもに対する性暴力が生じやすい特徴がある。環境が悪いと言っているわけではなく、可能性があることを認識して早期発見防止に努めることが必要である。

<こども性暴力防止法の概要>

2024 年 6 月こども性暴力防止法が成立。2026 年 12 月 25 日に施行されることになった。法律の概要の肝の部分は安全確保措置、再犯防止対策のところ。性犯罪前科の有無の確認をするという点がよく取り上げられている。児童等に教育保育を提供する従事者は、雇い入れ時に、性犯罪前科の確認をしていく。前科があれば従事させないようにする。一方で、初犯が 9 割と言われているため、性犯罪が起りにくい環境を作っていくことも大切である。具体的には、相談をしやすくする、従事者に研修を受けてもらうなどを義務付けながら、性暴力が起りにくい環境を作ってもらうことが大切だと思っている。

専修学校においては、国の認定を受けた事業者が法律で定める性暴力防止の取り組みを行う（認定は任意）。位置づけとして、専修学校高等課程は義務事業者、一般課程と各種学校は認定対象事業者、専門課程は対象業者ではない。ただ、実習やインターンシップ・ボランティア等で、法の対象事業者においてこどもに教育・保育等を提供する場合、学生が実習先の対象事業者から犯罪事実確認を求められる可能性があるので、必要に応じて学生への周知等の対応を検討してほしい。

事業者はこども家庭庁に事業ごとに申請を行い、基準を満たす場合は認定を受けることができる。認定された事業者は、こどもと接する従事者が、過去に性犯罪を犯していないかの確認などを行う必要がある。

認定には、法律で定められた性暴力を防ぐ取組や犯歴情報を適正に管理する取組を適切に実施する体制が必要である。認定を受けるためには、オンラインでの申請が必要で、申請から認定までは約1～2か月かかる見込。手数料30,000円。認定を受けるとこども家庭庁のサイトで公表され、認定事業者マーク（こまもろう）が使えるようになる。認定を受けることで、安心な施設としての評価が得られる。

<性暴力と不適切な行為>

性暴力とは何か。不同意性交、性的部位への接触、わいせつな言動、児童買春、児童ポルノ撮影・所持、のぞき、盗撮など。義務対象の事業者と認定を受けた事業者においては、未然に防止すること、早期に発見すること、疑われる場合は事実確認し、こどもの保護・支援や再発防止などの取り組みが求められる。

不適切な行為は性暴力に該当しないが、業務上必ずしも必要な行為とまでは言えないものであって、当該行為が継続・発展することにより児童対象性暴力等につながり得る行為をいう。SNSで私的なやり取りをする、スマホなどでこどもの写真を業務外の目的で撮影する、二人きりで私的に会う、特定のこどもばかり理由なく担当しようとするなど。こどもの年齢によっても違ふし、支援やサービス内容によっても変わってくると思う。

現場の従事者とコミュニケーションを図り、過度な委縮につながらないよう、事業の実態に即して「不適切な行為」の範囲を定めていただきたい。定めたものについては幅広く周知し、共通認識を作っていくことが重要。

<対象事業者に求められる性暴力を防ぐための取り組み>

具体的な措置は、日ごろから取り組むこととして、相談しやすい仕組みを整える、研修を受けてもらう等。性暴力が起こった場合に取り組むこととして、こどもの人権を大切にしながらの調査や保護・支援。性犯罪を繰り返さないために取り組むこととしては犯罪事実確認、防止措置等大きく3つが挙げられる。事業者だけの取り組みが困難な場合は、関係者・関係機関など専門家の力を借りることも必要である。

従事者によるこどもへの性暴力を、未然に防止するためには、事業者がこどもへの性暴

力の範囲や発生時の人事措置などを服務規律などに定め、内外に示すことが有効。従事者については、就業規則を始めとする内部規程やマニュアルに、こどもや保護者については、入学・入園時に配る資料といった文書の中に次のような事項を明示し、従事者、こども、保護者に周知をする。

こども性暴力防止法では、対象となる全ての従事者に対し、性暴力防止への関心を高めるとともに、そのために取り組むべきことに関する理解を深めるための研修（座学と演習を組み合わせたもの）を受講させることが、事業者に義務付けられている。子ども家庭庁で研修資料を作成・公表しているので活用してもらいたい。合わせて法制度の概要も動画で確認できるようになっているので活用を。

事業者に対しては、性暴力の疑いなどが生じた場合の報告方法、報告先、報告内容といった「報告ルール」や、報告を受けた後の対応者、対応事項、対応手順などの「対応ルール」を定め、従事者やこども、保護者に周知することが義務付けられている。速やかに対応するため、対応者や対応内容をあらかじめ定めておくことが有効。一定の権限を有した役職者をこどもの安全・保護に関する責任者として定め、その下にメンバーを集めて、複数の従事者によるチーム編成を行うとよい。ひな形があるので参考にしてもらいたい。

できるだけ早く相談できるよう、複数の相談ルートを設定することが重要。事業者の中で相談員の選任や相談窓口の設置を行い、それを周知することや事業者外の相談窓口を周知することが、事業者に義務付けられている。相談窓口を設置・周知する際には、こどもの発達段階や特性を踏まえ、相談しやすくなる工夫をすることがポイント。公的機関等が設置する相談窓口もあるので参考にしてほしい。

<児童・保護者への周知・啓発>

こども自身が、「こどもの権利」や「性に関するルール」を知ることも重要である。保護者に対しても、こども性暴力防止法の仕組みや、これに基づく事業者の取組（各事業者の相談窓口や、相談を受けた際の内部報告・対応に関するルール、不適切な行為の範囲など）について周知を。こちらもひな形があるので参考にしてほしい。噂を立てたり広めたりしないということも非常に重要である。

早期発見のための方法として、「こどもに対する日常的な観察」がある。日頃からこどもの心身・行動に変化がないかを観察する中で、小さな変化や SOS 信号を見逃さないことが重要。面談・アンケートを行い、事業者の方から能動的に、性暴力の早期発見につなげることも有効である。

組織内で性暴力の疑いが報告された段階で、客観的証拠の収集と保全、関係者への適切な聴き取りによる事実確認を行う。被害にあったこどもへの聴き取りは難易度が高く、「記憶の汚染」や「心身への負担」を避けるためにも、最小限にとどめ、犯罪の疑いがある場合は、警察を始めとする関係機関や専門家と連携することが望ましい。

従事者による性暴力が行われたと認めるときは、性暴力を行った従事者との接触の回避、事案の内容に応じた支援機関などに関する情報提供、こどもやその保護者からの相談

への真摯な対応等、保護・支援のための措置を行う。

<再犯防止のための犯罪事実確認について>

事業者は、こどもと接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認が必要。

犯罪事実確認では、(成人に対する性犯罪を含む) 不同意性交、不同意わいせつ、盗撮、未成年淫行、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢などの「特定性犯罪」と呼ばれる罪を犯し、

- 1) 拘禁刑の執行が終わってから 20 年が経過していないもの
- 2) 拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから 10 年が経過していないもの
- 3) 罰金刑の執行が終わってから 10 年が経過していないもの

が確認の対象となる。

確認の対象となる業務。教員、保育士等、こどもと常に接する職種は一律対象。事務職員、送迎バスの運転手など、業務内容によって、こどもに継続的に接する可能性がある職種は、現場判断で対象とできるように整理している。雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、短期間の労働者、ボランティアなども対象。派遣労働者・請負事業主に雇用される労働者の場合には、派遣元事業主・請負事業主（派遣元等）ではなく、派遣先や発注者である対象事業者（派遣先等）が、従事者に対する犯罪事実確認等を行う義務を負う。

犯罪事実確認等の対象となる職種については、支配性・継続性・閉鎖性の要件を満たす必要がある。例えばバス運転手。日々の送迎業務において、他の職員が同席しないバスで、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者は対象となり、日々児童等と顔を合わせて送迎を行っているが、他の職員の同乗が前提となっており、第三者の同席がない状況で児童等と接することがほとんど想定されない者は対象外となる。

ボランティア。居場所づくりの事業等で学習支援を行うスタッフとして児童等に一对一で指導、交流等を行うことが想定される場合。大学のサークルで月に 2 回障害児施設での交流会を開催し、支援、ケア等を通じて児童等と一对一で接することが想定される場合等は対象。学校の PTA が開催する年 1 回のイベントに、保護者がボランティアとして参加する場合や地域のスポーツクラブの練習に、夏休みの 1 日だけボランティアとして児童等に指導等を行う場合は対象外である。

実習生については、支配性・継続性・閉鎖性の観点から、実習の実態に応じて、対象事業者において犯罪事実確認の必要性が判断される。大学等が作成する実習計画において、原則として児童等と一对一にさせないことが位置づけられ、対象事業者においてそのような対応が可能であり、指導教員等の監督の下で児童等と接することが担保されている場合には、犯罪事実確認を行うことは求められない。大学等が作成する実習計画において、児童等と一对一になることが実習上予定されている場合や、実習期間が相当長期にわたる場合など、支配性・継続性・閉鎖性を満たす実習であると位置づけられている実習生について

ては、犯罪事実確認の対象となる。

特に影響が大きいと考えられる教育実習・保育実習に関して、大学等に通知を発出し、考えられる対応や留意事項等を示しているので必要があれば参考にしてほしい。

犯罪事実確認の手続きは、自己申告ではない。事業者からこども家庭庁に申請する。戸籍情報などを登録する。これらはシステムで完結できるようにしている。日本国籍を有さない場合は在留カードなどを登録して入管庁とも連携を取りながら行う。

犯罪事実確認の期限については、新規採用・配置転換の場合、内定・内示等から従事開始まで。義務事業の現職者は法施行から3年以内。認定事業の現職者は認定から1年以内。一度確認を受けた者は5年ごとに再確認が必要。日本国籍の場合二週間から一か月程度確認に時間がかかると考えておいてほしい。

防止措置について。犯罪事実確認の結果等から従事者によって性暴力が行われるおそれがあると認めるときに、事業者は性暴力を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、本人や保護者から被害申し出があった場合、「おそれ」ありと認定して一時的な接触回避策としての防止措置（第6条）を行う。配置転換や対象業務に従事させないなど雇用管理上の措置を講ずる場合は、労働関係法令等を遵守することが必要である。

採用にあたっての留意点について。内定者に犯罪事実確認を行い性犯罪歴があることが分かった場合、性暴力のおそれがあるとの判断の下、内定取消しなどの対応（防止措置）をとる必要がある。内定取消しが有効と認められるためには、法に基づいて行う犯罪事実確認とは別に、採用過程で性犯罪歴が無いことを書面等で確認したり、内定取消事由を予め明示すること等の事前の確認・対応が必要となる。

性犯罪歴に関する情報は機微なため、適正な管理を行うことが重要である。管理するためのルール（情報管理規定）を設定する、犯罪情報を扱う者を必要最小限に限定する、セキュリティ対策などへの取り組みが必要。みだりに他人に教えるなどした場合は、法に基づく刑事罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償請求の対象となり得るので注意。

12月25日法施行で現在準備を進めているところである。複雑なことも多いため、研修教材や動画など再度参考にしてほしい。認定の事業者についてはできるだけ協力をお願いしたい。

質疑応答

Q：すでに務めている人に対して、初手から完了までどれくらいで確認を終えるのを想定しているか。

A：現職の方については、3年間で計画的にやっていく形である。基本的に1か月以内でやっていただきたいが、難しいかなと思っていて、前後1か月最大3か月の間に申請をいただくことを想定している。従事者への周知はより先んじてやっていただければ。

Q：複数の学校で非常勤講師をしている場合。どちらでやるのか。

A：基本的には学校側で。設置者が同じならそれぞれでやる必要はないが、法人が違う場

合はそれぞれでやっていただきたい。

Q：相談窓口。複数のルートを設定の複数のルートと言うのは、事業者の中で行う内部の窓口と、事業外の窓口というような考え方？

A：その通り。

Q：事業所内で相談員を選任する場合に気を付けることはあるのか。

A：性別に配慮して複数の相談員を置く、事案に応じてうまく判断をしていただきながら受け止める体制を。